

キャッシュ・フロー計算書の概要解説

渡邊公認会計士税理士事務所

I. キャッシュ・フロー計算書の意義

1. キャッシュ・フロー計算書の作成目的

キャッシュ・フロー計算書とは、企業の資金を獲得する能力、債務の支払能力、配当金の支払能力並びに資金調達必要性等に関して評価するための情報を、株主、債権者及びその他の利害関係者に提供することを目的としており、一会計期間における企業のキャッシュ・フローに関する情報について体系的（一定の活動区分別）に要約して表示した計算書です。取引等を注記事項としていることから、非資金取引等による投資及び財務取引が企業の財政状態に及ぼす影響を評価するための情報提供も目的としているようです。なお、米国の財務会計基準書第 95 号では、キャッシュ・フロー計算書の目的として、これを明示しております。

2. キャッシュ・フロー計算書の位置付けと種類

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、キャッシュ・フロー計算書は、それが貸借対照表、損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報を提供するものであることに鑑み、従来の財務諸表外の会計情報から、国際会計基準等と同様に、キャッシュ・フロー計算書を基本財務諸表の一つとして位置付けています。

なお、金融商品取引法に基づく企業内容の開示において、連結財務諸表を作成する会社にあつては、連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また連結財務諸表を作成しない会社については、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することとなります（ここでは、これらキャッシュ・フロー計算書の総称として、キャッシュ・フロー計算書の名称を用います）。ただし、連結財務諸表を作成する会社については、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書の作成は要しません。

これらキャッシュ・フロー計算書は、基本財務諸表を構成することから、その信頼性を担保するため金融商品取引法に基づく監査又は四半期レビューの対象となります。

3. キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー計算書が報告対象としているキャッシュ・フローとは、現金及び現金同等物の残高に変動をもたらす現金及び現金同等物による収入又は支出です。したがって、たとえば通知預金から当座預金への振替のように、現金及び現金同等物相互間の取引は、現金及び現金同等物の残高に変動をもたらさないため、キャッシュ・フロー計算書の報告対象にはなりません。

同様に、売上債権の回収として現金同等物に該当しない定期預金等を得意先から代物弁済として取得した場合も、現金及び現金同等物による収入ではないため、キャッシュ・フロー計算書の報告対象とはなりません。

4. キャッシュ・フロー計算書の表示の特徴

従来の資金情報では、収入総額（資金の源泉）と支出総額（資金の用途）を表示し、その結果としての収支尻を報告することに重点が置かれていました。一方、キャッシュ・フロー計算書では、企業の活動区分別のキャッシュ・フローの報告に重点が置かれています。

いわゆる、資金繰りとしての情報に有用性が無くなった訳ではありませんが、情報としては、企業がどのようにして資金を生み出しているか、また、どのように資金を使用しているのかが企業の利害関係者にとってより重要となり、これを表示するため、従来の収支型区分表示から、企業の活動型区分表示に改められたものといえます。

II. 資金の範囲

1. キャッシュ・フロー計算書に適用される資金の概念

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、「資金」の範囲を「現金及び現金同等物」としております。国際会計基準や米国会計基準においても「現金及び原因同等物」についてその内容を以下に説明しています。

(1) 現金

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」でいう現金とは、従来の勘定科目としての現金よりも広い概念であり、手許現金及び要求払預金からなります。また、要求払預金とは、預金者が金融機関に対して事前の通知なしで、あるいは数日の事前通知により元本を引き出すことのできる期限の定めのない預金をいいます。したがって、預入れ期間の定めのある定期預金は、ここにいう現金には該当せず、現金同等物としての要件を満たすか否かの検討を行うこととなります。

(2) 現金同等物

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資であるとしています。したがって、現金同等物は次の三つの要件をいずれも満たす必要があります。

- ① 「容易な換金可能性」・・・投資対象物を何時でも追加コストの負担なしに、又は僅少な負担でもって、現金と交換することが可能な市場が存在すること、又は市場が物理的に存在しない場合にあつては、市場が存在するのと同程度の高度の流動性を投資対象物が有すること。
- ② 「僅少な価値変動リスク」・・・投資した時点においても、投資終了時における換金額が確定しているか、合理的に僅少な誤差の範囲内で換金額を予測できる投資対象物であること。後者の例としては、予想分配率等が予め公表されており、過去の実績からかなりの確度で換金額を予想できる中期国債ファンドなどがあります。

現行の資金収支表では資金とされている「市場性のある一時所有の株式」等は、市場性があることにより換金が容易であっても、価格変動リスクが僅少とはいえず、現金同等物には含まれません。

また、満期又は償還日まで長期の金融商品を短期間運用する場合であっても、このような長期の金融商品は市場金利等の変動による影響を短期の債券等よりも一般に受けやすいことから、価格変動リスクが僅少とは言えず、原則として含まれません。

③ 「短期投資」…投資した時点においても、短期間の運用を意図したものであること。長期間の運用や、運用期間が明確でないものは原則として含まれません。

容易に換金可能であり、かつ、価値の変動が長期のものについては、短期の支払に充てるため保有している資金とは考えられないため投資活動となります。

(3) 3ヶ月基準

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日が到来する定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先及び公社債投資信託を現金同等物の例としてあげています。この他に、発行日から満期日又は償還日までの期間が長期の転換社債等であっても、転換請求期間が終了した後に取得し、償還日までの期間が短期、例えば3ヶ月以内であれば、現金同等物に該当します。

(4) 負の現金同等物

当座借越契約に基づき、当座借越限度枠をあたかも保有する現金及び現金同等物を同様に利用している場合における当座預金残高は、日常の資金管理活動の中でプラスになったりマイナスになります。このマイナスになった場合の当座刈り越しを、財務活動としての借入れと考えるより、資金管理活動の実態から現金及び現金同等物が単にマイナスになっていると考えることの方に妥当性があります。この扱いについては、「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では言及していませんが、「実務指針」においては、負の現金同等物として扱い、その場合の当座借越要件について指針を示しています。このような当座借越取引を財務活動とみるのは、実務感覚としてもなじまないと思われ、国際会計基準（IAS7号）でも、負の現金同等物として扱っています。

当然のことながら、企業がある期間ほぼ一定額を借り越しているような場合、すなわち、実質的に短期借入れをするのと同様の意図により当座借越限度枠を利用している時は、財務活動に該当します。

2. 資金管理活動と短期投資活動

(1) 資金管理活動

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、現金同等物として具体的に何を含めるかについては、各企業における資金管理活動の実態が異なることから、これを経営者の判断に委ねることが適当としています。この資金管理活動とは、企業が近い将来の債務の支払に充てるために保有すべき資金量の予測、日々の資金繰り、及びそれらの資金の一時的運用管理からなります。

資金管理活動の一環としての資金運用は、将来の利率の変動や株価の変動、その他要因による有利な価格変動からの利益を期待して資金を価値変動リスクにさらすことよりも、一時的な余資に対する利息等を稼得することを主眼としていることに特徴があります。例えば、一時的な余資を短期間売戻し条件付現先に運用する場合などは、一般的には資金管理活動の一環と考えられます。

(2) 短期の投資活動との違い

一方、資金を将来の利率の変動や株価の変動または為替相場に期待してより有利な利益を稼得することを意図して運用する場合は、それが例え短期間であっても、資金管理活動とは言えず、投資活動として分類されます。

一時所有の有価証券のうち、価格変動リスクを有する株式等の金融商品と近い将来に債務の支払に充てることを目的として一時的に運用している現金同等物とは、通常は異なる投資意図及び内部統制手続のもとに運用が行われます。株式等の価格変動リスクを有する金融商品への資金運用は、それが短期間であっても、資金管理活動の一環というよりも投資活動としての性格をより強く有すると考えられます。

同様に、企業が短期の支払に充てるためでなく、将来の為替相場の変動による利益の稼得を目的として保有している場合の外貨預金は、現金及び現金同等物には該当せず、投資活動として扱われます。

3. 現金及び現金同等物の具体例

現金及び現金同等物に含まれる内容の具体例としては次のものがあげられます。

(1) 現金

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」に例示されている現金、すなわち、小口現金、手許にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書及び振替貯金払出証書並びに期限の到来した公社債の利札等は、「キャッシュ・フロー計算書作成基準」での手許現金に含まれます。同基準でいう要求払預金には、当座預金、普通預金、通知預金、別段預金、貯金、郵便貯金等が含まれます。

(2) 現金同等物

現金同等物に含まれる内容としては、一般的に定期性預貯金（定期預金、定

期金積金)、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先等のうち、取得日から満期日又は償還日までの期が例えば3ヶ月以内のものなどがあります。

この他に、満期日又は償還日等の定めのない商品(中期国債ファンド、1ヶ月据置型金銭信託、公社債投資信託等)で、運用期間が例えば3ヶ月以内のものは、現金同等物に一般的には該当すると考えられます。

実績配当型商品(マネー・マネジメント・ファンド、短期公社債投資信託等)等は、運用期間が短期であっても、個別に商品のリスクを評価し、現金同等物に該当するか否かを判断することになります。予定配当率や予想分配率が予め提示されている金融商品は、一般的にリスクが低いと思われませんが、外貨建金融商品等が組み込まれているものの中には、現金同等物としての要件を満たさないと思われるものもあり、慎重に判断する必要があります。

(3) 現金同等物に含まれない現預金及び有価証券

現預金勘定に含まれるもののうち、取得日から満期日又は償還日までの期間が短期でないもの、例えば、3ヶ月を超える定期性預金や特定金銭信託は、現金同等物に該当せず、これらに係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」として記載することとなります。

一時所有の有価証券のうち、持分有価証券や、上記(2)にあげた金融商品であっても取得日から満期日又は償還日までの期間又は運用期間が長期(例えば3ヶ月超)のものも同様に「投資活動によるキャッシュ・フロー」として記載します。

なお、内容的に現金及び現金同等物に該当する場合であっても、それらが担保として提供されている場合等で、短期の債務の支払に充てることが意図されていない場合や、意図したとしても代替する担保等が合理的に想定することができないような場合、及び預金の引き出しが制限されているような場合は、現金及び現金同等物に含めることに疑問があります。少なくとも、これら現金及び現金同等物を短気の支払資金に充てることが困難である場合は、現金及び現金同等物としての適格性を失うこととなり、現金及び現金同等物から除外するか、又は追加情報としてその旨、理由及びその額を開示することが妥当と思われれます。

4. 現金及び現金同等物に係る注記

(1) 資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容

現金同等物として具体的に何を含めるかについては、各企業の資金管理活動により異なることが予想されるため、「キャッシュ・フロー計算書作成基準」で

は経営者の判断に委ねることが適当であるとし、比較可能性確保の観点から資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容について注記することとしています。この資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容に関する方針については、キャッシュ・フロー計算書作成のための基本的事項であるため、会計方針として記載します。

なお、ここにいう内容とは、個々の金融商品名そのものではなく、方針としてどのような性格を有する金融商品を資金の範囲に含めたかについて、すなわち、現金及び現金同等物の構成要素を決定するために採用した方針について主として記載し、その代表的なものを例示することで足りると思われま

す。連結キャッシュ・フロー計算書においてこの注記をする場合、連結会社毎に資金管理活動が異なり、その結果として、資金の範囲に含めた現金同等物の内容が異なることが予想されます。連結ベースで資金管理を行っている場合を除いては、現金同等物の要件の一つである「短期間」について、特にその判断が連結会社間で分かれるところでありま

(2) 現金及び現金同等物の貸借対照表科目別の内訳

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」では、貸借対照表の科目として、「現金及び現金同等物」が設定されていないため、キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物を構成する内容が貸借対照表のどの科目に表示されているか、財務諸表の利用者にとっては不明確であります。したがって、キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の期末残高を注記として開示することを「キャッシュ・フロー計算書作成基準」及び「実務指針」では要求しています。

一方、「実務指針」では、その関連が明確な場合はこの注記は不要であるとしている。この明確な場合とは、米国基準で連結財務諸表を作成し、我が国の有価証券報告書にその翻訳を記載している場合や、貸借対照表の科目として、現金及び現金同等物なる科目が将来認められた場合を想定していると思われま

(3) 資金の範囲の変更

資金の範囲を変更した場合には、その旨、その理由及び影響額を注記することとしています。が、「実務指針」では、この影響額の記載は、変更の影響を受けた各表示区分の合計額、「現金及び現金同等物の増減額」並びに「現金及び現金同等物期末残高」に与える影響額を記載するものとしています。

資金の範囲に含めた現金及び現金同等物を変更する理由としては、市場金利が非常に不安定となったため、又は売上や仕入に係る決済期間が大幅に変わって、資金管理上想定する「短期間」について見直しを行うことがより合理的となった場合などが考えられます。

ただし、これらの状況が実際に起こることは稀であり、米国のキャッシュ・フロー計算書の開示例をみても、資金の範囲の変更に関する注記の記載は、ほとんど見当たらないようです。

(4) 注記等の記載例

現金及び現金同等物に係る記載例を示すと次のとおりである。

① 資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容		
キャッシュ・フロー計算書上資金の範囲に含めた現金及び現金同等物は、手許現金及び要求払預金のほか、取得日より3ヶ月以内に満期日が到来する定期性預金及び取得日より3ヶ月以内に償還日が到来する容易に換金可能で、かつ、価値変動について僅少なりリスクしか負わない公社債等からなる。		
② 現金及び現金同等物の貸借対照表科目別の内訳		
例 1		(単位：百万円)
現金及び預金期末残高		××, ×××
預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金		<u>(×, ×××)</u>
現金及び現金同等物期末残高		<u>××, ×××</u>
例 2		(単位：百万円)
	<u>期末残高</u>	左記の内現金 及び現金同等物
現金及び預金	××, ×××	××, ×××
有価証券	××, ×××	××
短期貸付金	×, ×××	×××
短期借入金	(×, ×××)	<u>(××)</u>
現金及び現金同等物期末残高		<u>××, ×××</u>

III. キャッシュ・フローの表示区分

1. キャッシュ・フローの活動区分による分類

キャッシュ・フローをどのように分類・表示するかについては、前述したとおり、収支（収入と支出）を中心に分類する方法と企業の活動との関連を重視して分類する方法とがあります。前者は、企業内部における資金繰計画に有用であるし、後者は、企業の利害関係者が資金の稼得能力を評価する観点からキャッシュ・フローを分析・理解するのに、より有用です。

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、国際会計基準や米国基準と同様に、一会計期間におけるキャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の三つの区分に分けて表示することを求めています。

2. 「営業活動によるキャッシュ・フロー」

(1) 営業活動によるキャッシュ・フローの意義

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、企業が外部からの資金調達に頼ることなく、営業能力を維持し、借入金を返済し、配当金を支払い、新規投資を行うために、どの程度の資金を主たる営業活動から獲得したかを示す主要な情報となります。

この「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、商品及び役務の販売による収入、商品及び役務の購入による支出（販売費及び一般管理費に含まれる取引にかかわる支出を含む）等、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載します。

(2) 営業活動に分類されるキャッシュ・フローの例

「営業によるキャッシュ・フロー」として「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、次の例が示されています。

- ① 商品及び役務の販売による収入
- ② 商品及び役務の購入による支出
- ③ 従業員及び役員に対する報酬の支出
- ④ 災害による保険金収入
- ⑤ 損害賠償金の支払

この他にも、破産・更生債権の回収、償却済債権の回収、試験研究活動に係る支出等が「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれます。

さらに、損益計算書上、営業外収益として計上されることの多い特許料収入や技術情報料収入並びに、営業活動によるキャッシュ・フローと相殺関係にあるようなキャッシュ・フロー、例えば出向先からの人件費負担収入等は、「営業

活動によるキャッシュ・フロー」に分類されます。

また、上記④、⑤は、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローの例である。この他の例としては、企業のリストラクチャリングに伴う支出、例えば人員整理に伴う特別退職金の支出などの非経常的な損益項目に係るキャッシュ・フローが含まれます。

実務的には、後述の「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」とするアプローチが効率的でしょう。この場合、明らかに「投資活動によるキャッシュ・フロー」や「財務活動によるキャッシュ・フロー」に分類される項目が、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に含まれることのないよう、特定する項目を每期見直す必要があります。

3. 「投資活動によるキャッシュ・フロー」

(1) 投資活動によるキャッシュ・フローの意義

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の金額は、将来の利益及び資金の獲得を意図した活動にどの程度の資金を投下したか、また、投下した元本をどの程度資本回収し、投資の果実としてどの程度の資金を稼得したかを示す情報となる。

(2) 投資活動に分類されるキャッシュ・フローの例

「投資活動によるキャッシュ・フロー」として「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では次の例が示されています。

- ① 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出
- ② 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入
- ③ 有価証券（現金同等物を除く。）及び投資有価証券の取得による支出
- ④ 有価証券（現金同等物を除く。）及び投資有価証券の売却による収入
- ⑤ 貸付けによる支出
- ⑥ 貸付金の回収による収入

貸借対照表上、「投資その他の資産」に表示される科目に係るキャッシュ・フローであっても、内容的に「投資活動によるキャッシュ・フロー」以外の区分に表示することが妥当な場合があります。例えば、営業活動により発生した破産・更生債権の回収や、営業活動に関連する長期前払費用項目（前払保険料等）の支払などは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載します。

デリバティブ取引に係るキャッシュ・フローは、原則として「投資活動によるキャッシュ・フロー」ですが、売買目的でデリバティブ取引を行う場合は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に、ヘッジ目的で利用する場合は、ヘッジ対象取引に係るキャッシュ・フローの表示区分に記載します。

4. 「財務活動によるキャッシュ・フロー」

(1) 財務活動によるキャッシュ・フローの意義

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の金額は、営業活動及び投資活動を維持するためにどの程度の資金が調達され、また、営業活動や投資活動により得られた資金から、どの程度の資金が資本の提供者に返済されたかを示す情報となります。

(2) 財務活動に分類されるキャッシュ・フローの例

「財務活動によるキャッシュ・フロー」の例としては次のものがあります。

- ① 株式の発行による収入
- ② 自己株式の取得による支出
- ③ 配当金の支払
- ④ 社債の発行及び借入れによる収入
- ⑤ 社債の償還及び借入金の返済による支出

自己株式の売却による収入は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の例としては示されていませんが、「実務指針」では、自己株式の取得による支出が、取得事由に関わらず「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示されていることから、同様に「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示することが妥当でしょう。

5. キャッシュ・フローの表示区分の判定

(1) 原則的な考え方

個々のキャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」のいずれの区分に表示するかについては、そのキャッシュ・フローが、いずれの性格をより強く有するか、すなわち、当該キャッシュ・フローがどの活動とより強く関連しているかにより判定することとなります。なお、キャッシュ・フローの表示区分の判定は、企業の事業目的や取引慣行等を考慮して、キャッシュ・フロー毎に行います。

① 事業目的による判定

事業目的を考慮して判定する場合の例として、貸付や有価証券又は不動産の売買によるキャッシュ・フローがいずれの区分に記載されるかを説明する。これらを事業目的にしている企業が、資金の貸付けや有価証券又は不動産の売買を営業活動として行う場合、これら取引に係るキャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」に分類し、これらを事業目的にしていない企業及び、これらを事業目的としている企業であっても、営業目的でない場合のこ

これらの取引に係るキャッシュ・フローは「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示します。すなわち、金融機関の顧客に対する資金の貸付けは「営業活動によるキャッシュ・フロー」に分類するが、関連会社への支援目的で行う資金の貸付けの中には「投資活動によるキャッシュ・フロー」に、それが本社家屋建設等の自社使用目的で取得したのであれば「投資活動によるキャッシュ・フロー」に分類します。

② 取引慣行等による判定

いずれの区分にキャッシュ・フローが記載されているかを取引慣行や決済条件を考慮して判定する場合の例として、機械の購入代金を分割払いにより支払ったケースを考えてみましょう。通常、企業は検収時に固定資産及び、負債（未払金）を計上しますが、これは、キャッシュ・フローを伴わないため、この時点では「キャッシュ・フロー計算書」の報告対象とはなりません。検収後の分割払いについては、資金の返済猶予を受けたものとして、その支払を「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する考え方と、有形固定資産の取得を原因とした債務に係る支出として、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する考え方があると思われれます。なお、米国基準では、有形固定資産取得のための支出としては、前渡金や取得時又は取得直後の支払のみが原則として対象となる。その後の支払は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」として扱われております。

一方、我が国のように企業間信用が比較的長期間供与されていることを考えると、この場合の分割払いが通常の支払サイト内に完了するようなケースでは、これを「財務活動によるキャッシュ・フロー」ではなく、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することが妥当であります。ただし、この分割期間が、その企業又は取引先の通常の支払サイトを超えて定められている場合、例えば、年賦等支払期間が長期にわたる場合には、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することが妥当でしょう。

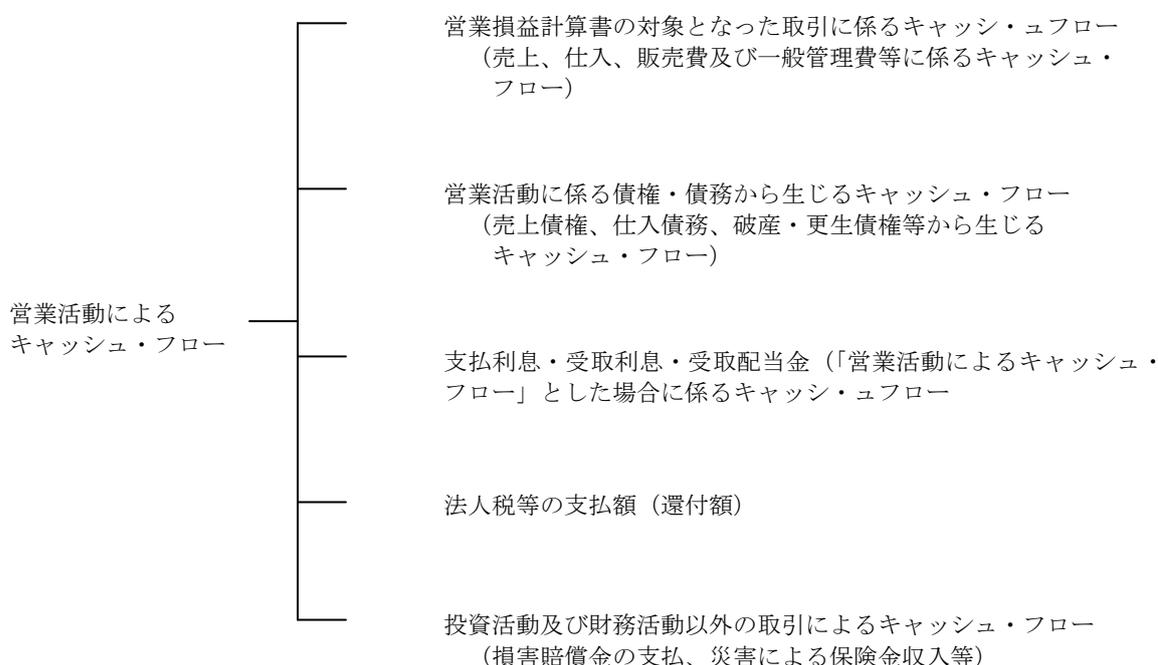
(2) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の判定

「営業活動によるキャッシュ・フロー」には、①営業損益計算の対象となった取引、すなわち、そのキャッシュ・フローの性格から営業活動に分類されるもののほかに、②営業活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローが含まれていることに留意する必要があります。

手形割引による収入は、財務活動としての性格を有するとの考えもあり、資金収支表の作成実務においては、「資金調達活動に伴う収支」に表示することが認められていました。しかしながら、これを「財務活動によるキャッシュ・フ

ロー」の区分に記載した場合、その企業の資金獲得能力を判断する上で重要な「営業活動によるキャッシュ・フロー」に関する情報が適切に表示されないこととなり、また、企業間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の比較可能性を損なう恐れがあります。したがって、「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、営業債権・債務から生ずるキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとしています。同様の例として、営業債権のファクタリングや営業債権の流動化（譲渡）による収入等がある。

以上の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載される内容をまとめると次のようになる。



6. 法人税等に係るキャッシュ・フロー

(1) 我が国の作成規準における表示区分

法人税等の表示区分としては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に一括して記載する方法、課税所得の源泉に基づき三つの区分のそれぞれの活動毎に課税所得を分割することは一般的には困難であり、かつ恣意的になる可能性もあることから、一括して「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとしています。

なお、法人税等には、所得を課税標準とする事業税も含まれることに留意する。一方、電気供給事業、ガス供給事業、生命保険事業及び損害保険事業にかかわる事業税は、収入金額を課税標準としており、この「法人税等」には含め

ておりません。したがって、これらの事業を営む企業の事業税の支払額は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の承継欄よりも上の区分に記載します。「営業活動によるキャッシュ・フロー」を直接法により表示する場合には、「その他の営業支出」に含め、間接法により表示する場合には、税金等調整前当期純利益に当該未払事業税の増減額を減算又は加算いたします。

(2) 米国基準・国際会計基準における表示区分

① 米国基準

法人税等の税金の支払額は、日本の場合と同様の議論から、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載します。ただし、「営業活動によるキャッシュ・フロー」を間接法により表示する場合、米国基準では税引後当期純利益に非資金損益項目や営業活動に係る資産・負債の増減等を調整することから、キャッシュ・フロー計算書上は、法人税等の支払額が明示されないため、注記として開示します。

② 国際会計基準

国際会計基準では、所得に対する税金から生じるキャッシュ・フローは、財務又は投資活動に明確に関連付けられる場合を除き、我が国と同様、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示することとしています。なお、複数の活動区分に法人税等が表示されている場合は、総額を注記します。

7. 消費財等の係るキャッシュ・フロー

(1) 「実務指針」で示されている消費税等の表示方法

個々の課税対象取引に付随する消費税等の仮払い及び仮受けに係るキャッシュ・フローは、課税対象取引のキャッシュ・フローの表示区分に対応させて表示するという考え方もあります。しかしながら、企業は消費税等の最終負担者ではなく、仮払い及び仮受け消費税等の差額は還付又は納付されることから、課税対象取引のキャッシュ・フローの表示区分に対応させて全ての消費税等のキャッシュ・フローを表示することは実務的に不可能であり、情報としての有用性も低いと思われれます。したがって、消費税等に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に集約して純額で記載し、個々の課税対象取引に係るキャッシュ・フローは税抜きにより表示することが理論的と考えます。

なお、「実務指針」では、消費税等について次の三つの会計処理の適用を認めております。ただし、企業が採用した処理は、每期継続適用することに留意する必要があります。

- ① 課税対象取引に係るキャッシュ・フローを消費税等込みの金額で表示する方法 (税込み法)
- ② 課税対象取引に係るキャッシュ・フローを消費税等抜き金額で表示する方法 (税抜き法)
- ③ 消費税等を含まない取引金額に、消費税等込みの関連する債権又は債務の額を加減して課税対象取引に係るキャッシュ・フローを算定・表示する方法 (折衷法)

(2) 設例による解説

消費税等のキャッシュ・フローに関する前述の会計処理について、設例を用いて説明する。

(前 提)

	税込額	(内消費税等)	税抜額
売上高	1,260	(60)	1,200
前期末売上債権残高	420	(20)	400
当期末売上債権残高	399	(19)	380
差引：営業収入	1,281	(61)	1,220
売上原価	1,050	(50)	1,000
前期末商品棚卸高	210	(10)	200
当期末商品棚卸高	231	(11)	220
差引：当期商品仕入高	1,071	(51)	1,020
前期末仕入債務残高	315	(15)	300
当期末仕入債務残高	378	(18)	360
差引計：商品仕入支出	1,008	(48)	960
有形固定資産購入高	105	(5)	100
前期末建設未払金	21	(1)	20
当期末建設未払金	42	(2)	40
差引：有形固定資産の取得による支出	84	(4)	80
前期末未払消費税等	8 (当期全額支払済)		
当期末未払消費税等	4 (60－51－5)		

上記以外の条件は問題の焦点を明確にするため考慮しないこととします。

① 税込み法

(a) 直接法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入	1,281
商品仕入支出	▲1,008
消費税等支払額	<u>▲8</u>
	265

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	<u>▲84</u>
----------------	------------

III. 現金及び現金同等物の増加額	181
--------------------	-----

(b) 間接法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純利益（注）	206
売上債権の減少額（420－399）	21
商品の増加額（210－231）	▲21
仕入債務の増加額（315－378）	63
未払消費税等の減少額	<u>▲4</u>
	265

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	<u>▲84</u>
----------------	------------

III. 現金及び現金同等物の増加額	181
--------------------	-----

（注）税金等調整前当期純利益の計算（税込み法の場合）

$$1,260 - 1,050 - (60 - 51 - 5) = 206$$

税込み法を採用する企業は少ないと思われるが、税込み方式により会計帳簿を記録している小規模な連結子会社のキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、有効でしょう。

② 税抜き法

(a) 直接法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入	1,220
商品仕入支出	▲960
消費税等収入額－純額（31－48－4－8）	<u>1</u>
	261

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	<u>▲80</u>
----------------	------------

III. 現金及び現金同等物の増加額	181
--------------------	-----

(b) 間接法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純利益	200
売上債権の減少額 (400-380)	20
商品の増加額 (200-220)	▲20
仕入債務の増加額 (300-360)	60
消費税等収入額-純額 (61-48-4-8)	<u>1</u>
	261

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	<u>▲80</u>
----------------	------------

III. 現金及び現金同等物の増加額 181

この方式が理論的に優れていますが、(1)債権・債務に関して税抜き金額の把握が必要な点、(2)消費税等の収支額（仮払い、仮受け消費税等の収入及び支出を含む。）を把握する必要があります。

③ 折衷法

(a) 直接法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入 (1,200+420-399)	1,221
商品仕入支出 (1,000-200+220+315-378)	▲957
未払消費税減少額 (8-4)	<u>▲4</u>
	260

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出 (100+21-42)	<u>▲79</u>
----------------------------	------------

III. 現金及び現金同等物の増加額 181

(b) 間接法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前当期純利益 (1,200-1,000)	200
売上債権の減少額 (420-399)	21
商品の増加額 (200-220)	▲20
仕入債務の増加額 (315-378)	63
未払消費税等減少額 (8-4)	<u>▲4</u>
	260

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出 (100+21-42) ▲79

III. 現金及び現金同等物の増加額 181

折衷法は、いわゆる税抜き方式を採用している会社にあつては、貸借対照表や損益計算書等の数値から、キャッシュ・フロー計算書を作成できる点が便利であります。ただし、上記に見られるように、投資活動や財務活動に分類される課税対象取引に係るキャッシュ・フローは、消費税等に関して入り繰りが生じます。

8. 利息及び配当に係るキャッシュ・フロー

(1) 我が国の作成基準における表示区分

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では、利息及び配当金の表示区分として、次の二つの方法の選択適用を認めている。選択した表示区分については、比較可能性確保の見地から、当然継続適用が条件となります。

- ① 損益の算定に含まれる受取利息、受取配当金及び支払利息は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に、損益の算定に含まれない支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法
- ② 投資活動の成果である受取利息及び受取配当金は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に、財務活動上のコストである支払利息及び支払配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法

前者の方法は、損益に影響する項目は出来るだけ「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に反映しようとする意図に基づくものであります。

これら利息の受取額と支払額は、金利スワップ取引によるキャッシュ・フロー一等を除き、相殺して表示してはなりません。

(2) 資産化された利息の表示区分

「キャッシュ・フロー計算書作成基準」では明記していませんが、長期の固定資産建設に関連して資産化された支払利息に係るキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得のための支出として「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に表示することが妥当です。

同様に、販売用不動産の取得に関連して資産化された支払利息に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分表示することが妥当です。この場合、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示について例を示すと、次のとおりである。

(設 例)

販売用不動産(土地)を13,000万円で取得した。取得資金は、全額借入金によって

おり、当期の利息支払額 210 百万円は全額販売用不動産の取得原価に含めて計上した。なお、この資産家された利息以外の利息支払額は、3,284 百万円であり、費用計上された支払利息は、3,195 百万円であった。また、期首の販売用不動産在庫は 0 円とする。

(「営業活動によるキャッシュ・フロー」を直接法により表示する場合)

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	(単位：百万円)
.....	×××
販売用不動産仕入支出 (13,000+210)	▲ 13, 210
.....	×××
小 計	××, ×××
.....	×××
利息の支払額	▲ 3, 284
.....	×××

(「営業活動によるキャッシュ・フロー」を間接法により表示する場合)

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	(単位：百万円)
税金等調整前当期純利益	×××
.....	××
支払利息	3, 195
.....	××
販売用不動産増加額	▲ 13, 210
.....	×××
小 計	××, ×××
.....	×××
利息の支払額	▲ 3, 284
.....	×××

(3) 手形割引料の表示区分

「実務指針」では、受取手形の割引による収入を手形額面金額による方法（総額法）と純手取り金額による方法（純額法）とを認めている。手形額面金額により収入があったとする場合には、手形割引料支払額を企業が採用した利息の支払額の表示区分に従い「営業活動によるキャッシュ・フロー」又は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。手形割引料相当額を売却損として考えた場合は、純手取り金額により「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

(設 例)

割引手形の増減内訳	
期首割引手形残高	10
当期手形割引高	100 (内割引料 10)
当期手形期日落ち高	90
期末割引手形残高	20
受取手形の増減内訳	
期首受取手形残高	20
当期手形受取高	140
当期手形期日落ち高	110 (内 90 は割引分、20 は取立分)
期末受取手形残高	50
前払割引料	
期首残高	1
期末残高	3
支払利息割引料	8

税金等調整前当期純利益の計算：140－8＝132

簡便化のため、当期手形受取高は売上高と同額とし、売上債権も上記手形以外にないと仮定する。また売上原価項目等他の条件についても考慮しない。

(「営業活動によるキャッシュ・フロー」を直接法により表示する場合)

総額法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	<u>120</u>
小 計	120
利息の支払額	<u>▲10</u>
	<u>110</u>

営業収入は、当期手形割引高 100 と取立分の期日落ち高 20 の合計である。

総額法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	<u>110</u>

(「営業活動によるキャッシュ・フロー」を間接法により表示する場合)

総額法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	132
支払利息割引料	8
受取手形増加額	<u>▲20</u>
小計	120
利息の支払額	<u>10</u>
	<u>110</u>

総額法

I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	132
前払割引量増加額	▲2
受取手形増加額	<u>▲20</u>
	<u>110</u>

(4) 米国基準・国際会計基準における表示区分

米国基準及び国際会計基準における利息及び配当金の表示区分は次のとおりである。国際会計基準では、我が国の基準と同様に利息及び配当金の表示区分について選択適用を認めているが、支払配当金について「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することを認めている点に特徴がある。

	営業活動	投資活動	財務活動
支払利息	U S IAS		IAS
受取利息・受取配当金	U S IAS	IAS	
支払配当金	IAS		U S IAS

U S : 米国基準
 IAS : 国際会計基準

なお、在外子会社が米国基準等でキャッシュ・フロー計算書を作成しており、それらを連結して連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合、親会社が採用する利息及び配当に係るキャッシュ・フローの表示区分に統一するための組替が必要となります。

9. リース取引に係る支払リース料または受取リース料の表示区分

(1)借手の支払リース料

会計上、売買処理された借手側のファイナンスリース取引に係る支払リース

料のうち、元本返済部分は、当該リースが資金調達活動の一環として利用されていると認められることから、「財務活動によるキャッシュフロー」の区分に期記載し、利息相当額については、企業が採用した支払利息区分に従って記載します。また、利息支払相当額を区分していない場合には、全額「財務活動」の区分に記載します。

(2)貸手側の受取リース料

その受取リース料が、営業損益計算の対象となる場合には、「営業活動によるキャッシュフロー」の区分に記載します。それ以外の受取リース料のうち、元本返済部分は、当該リースが投資活動の一環と認められることから、「投資活動によるキャッシュフロー」の区分に期記載し、利息相当額については、企業が採用した支払利息区分に従って記載します。また、利息支払相当額を区分していない場合には、全額「投資活動」の区分に記載します。

10. 純額表示

(1)投資活動や財務活動によるキャッシュフローにおける純額表示可能の例示

純額表示が認められる「期間が短く回転が速い項目」に係るキャッシュフローとは以下のものがあげられます。

- ①短期借入金の借り換えキャッシュフロー
- ②短期貸付金の貸付と返済が連続して行われている場合のキャッシュフロー
- ③現金同等物以外の有価証券の取得と売却が連続して行われている場合のキャッシュフロー

ここで、純額表示が認められるのは、期間が短く、回転が速いという両方の条件を満たす必要があります。よって、期間が短くても、取引の回転が速くない取引は、重要性がない限り、総額表示する必要があります。また、期間が短いとは、現金同等物の例に準じ、3ヶ月以内が一応の目安と考えればよいでしょう。

(2)社債や新株の発行等による資金調達の表示

社債発行費や株式交付費に重要性がある場合には、原則、実質手取り額で表示します。なお、重要性がない場合には、総額表示も認められます。

11. 相殺取引

相殺取引は、キャッシュフローを伴わないため、キャッシュフロー計算書の報告対象とはなりません。外注先への有償支給における差額決済のような場合、原則差額決済額のみ記載しますが、相殺額に重要性がない場合には、あたかもキャッシュフローが発生したかのように総額で記載することもできます。